

まとい



令和8年桑名市消防出初式一斉放水の様子

令和8年1月18日(日)桑名市太一丸地先 揖斐川右岸「住吉浦休憩施設」付近

春の火災予防運動がはじまります

令和8年3月1日から3月7日まで「令和8年春季
全国火災予防運動」が展開されます。

3月1日(日)～3月7日(土)

2月から3月は空気が乾燥し風の強い日も多く、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施されています。みなさんも、今一度、ご家庭の防火対策を確認するほか、住宅用火災警報器の作動確認などを行いましょう。



火 災 概 況

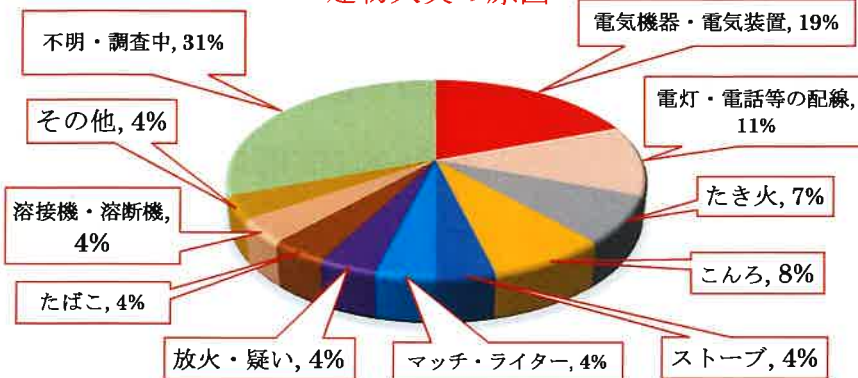


令和 7 年中の火災概要

●令和 7 年の桑名市消防本部管内（桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町）の火災件数は 75 件で、全体で 16 件増加しています。

火災種別の内訳は、建物火災 38 件、林野火災 2 件、車両火災 7 件、その他火災（枯草などの火災）28 件です。令和 6 年と比較すると建物火災が 3 件増加しており、その他火災（枯草などの火災）が大幅に増加しています。その他火災の出火原因の多くは、たき火・野焼きなどの「人的要因」で、人の不注意が大半を占めています。

建物火災の原因



死者数は令和 6 年の 1 名から 2 名と増加しました。負傷者数は 6 名となっています。

建物火災の出火原因の第 1 位は電気機器・電気装置で、第 2 位が電灯・電話等の配線となっており、次いでたき火、こんろの順で、以下ストーブ、マッチ・ライター、放火・放火の疑い、たばこ、溶接機・溶断機の順となっています。

林野火災から大切な人命や財産を守りましょう!!



令和 7 年 2 月に発生した大船渡市の林野火災をはじめ、全国で林野火災が多発しました。その原因の多くは、たき火や火入れなどの人的行為によるものであることが明らかになりました。

この状況を踏まえ、桑名市火災予防条例を改正し、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」、「林野火災警報」の運用を令和 8 年 1 月 1 日から開始しています。

★ 林野火災注意報・林野火災警報とは

少雨や乾燥などにより、林野火災の予防上「注意」が必要な気象状況になった時や、「危険」な気象状況になった時に発令します。

★ 発令基準

【林野火災注意報】次のいずれかに該当する場合

- ・ 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下、かつ前 30 日間の合計降水量が 30mm 以下
- ・ 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下、かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではありません。

【林野火災警報】

- ・ 林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

★ 発令対象区域について

森林法に基づき、国及び県が策定する森林計画に定められた区域を発令対象区域とし、住宅地については、規制の対象外としています。

★ 火の使用制限について

火災予防のため、林野火災注意報発令時には以下の火を使う行為を控えてください。また、林野火災警報発令時には以下の火を使う行為は禁止です。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと
- 2 煙火を消費しないこと
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- 5 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

※林野火災注意報発令時は上記の「火の使用制限」に関して、努力義務が科せられますが、林野火災警報発令時は、違反した者に対して消防法で罰則が科せられる場合があります。

貴重な文化財を火災等による災害から守ろう

★桑名宗社（春日神社）で消防訓練

昭和 24 年 1 月 26 日に、法隆寺金堂から出火した火災によって、世界的な至宝と言われた金堂の壁十二面に描かれた仏画の大半が焼損しました。

このような被害から文化財を守るとともに、文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和 30 年から、消防庁と文化庁の共唱により、法隆寺金堂が焼損した日である 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定めて、文化財防火運動を全国で展開しています。

桑名市消防本部では、このような被害から文化財を守るために、毎年、関係部局と連携し防火訓練を実施しています。今年は、桑名市本町 46 番地 桑名宗社（春日神社）において、令和 8 年 2 月 6 日（金）午前 10 時から消防本部、地元消防団、神職及び氏子、市関係部局など、約 50 名が参加して実施しました。

訓練の冒頭に、桑名市女性消防団の指導による消火器の取扱訓練を行い、続いて「拝殿付近から出火」を想定し、神職及び氏子による初期消火、119 番通報、在館者の避難誘導、文化財の持ち出し、はしご車、消防隊、消防団員による放水などの総合的な防火訓練を行いました。

桑名宗社には、ユネスコ無形文化遺産、国指定重要無形文化財に登録されている「春日神社の石取祭」をはじめ、三重県指定文化財の「太刀 村正 2 振」、「太刀 正重 2 振」、「青銅鳥居」、及び桑名市指定文化財に登録されている、「御車祭」、「短刀 村正」、「徳川家康座像」、「東照神君画像」、「本多美濃守文書」、他多数の桑名市指定文化財を所有するほか、数多くの社宝があります。



着衣着火にご注意を!!

着衣着火という言葉をご存じでしょうか。着衣着火とは、人が着ている衣服にこんろ等の火が燃え移ることを言います。この着衣着火により、毎年全国で 100 人前後の方が亡くなっています。春の声も聞こえていますが、まだまだ寒い日が続いており、寒さ対策で家の中でも厚着をしている方も多いと思います。厚着をした状態で、ガスこんろやストーブ等に近づき過ぎていませんか。こんろで調理中に着衣に火が燃え移り、素材によっては一気に燃え広がることもあります。うっかり炎や熱源に近づき過ぎないようにしましょう。

事故を防ぐポイント

- ・調理中には、服の袖や裾が炎に近づき過ぎないように、注意しましょう。
- ・鍋などの近くでは、炎が見えない場合があります。炎が見えなくても着火の危険がありますので、鍋などの底から炎がはみ出さないよう火力を調整しましょう。
- ・ガスこんろの周りに物を置かないようにしましょう。また、ガスこんろの上の方や奥の物を取る時等は、こまめに火を消し、衣服の袖や裾に燃え移らないように注意しましょう。

もし、火がついてしまったら

水をかける、脱ぐ、たたくなどして早急に消火しましょう。服が脱げず、また近くに水や消火器等がない場合は、床などに身体ごと転がって火を消すことも効果的です。「ストップ、ドロップ＆ロール（止まって、倒れて、転がって）」を実践してください。パニックになって動き回ると、逆に酸素が回って火が広がるおそれがあるため、なるべく最小限の行動で消すようにしましょう。

衣服の生地でも、起毛やパイル生地、毛羽立ちが激しい衣服等は、着火すると一瞬で燃え広がる「表面フラッシュ」現象が起こることがあるので、注意してください。

①ストップ とまる



②ドロップ たおれる



③ロール ころがる



防火協会会員紹介



医療法人康誠会東員病院
理事長 宮内 公平

医療法人康誠会 東員病院は、1964 年の開院 以来、地域の高齢者精神医療と認知症医療の向上に努めてまいりました。現在 247 の病床を有し、入院患者さんの平均年齢は 80 歳を超えるなど、高齢者医療を中心とした病院として地域に根差した取り組みを進めています。また、当院は北勢地域の「認知症疾患医療センター」に指定されており、専門的な認知症診療や相談支援など、地域の皆さまのニーズに応じた支援体制を整えています。

当院の特徴は、病院と複数の高齢者施設が同じ敷地内に集まる「ワンキャンパス型」の体制です。サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム、そしてデイケアを併設し、医療・介護・在宅支援が一体となって切れ目のないサポートを行っています。認知症の症状が悪化した場合には入院治療を行い、落ち着けば元の施設に戻るなど、生活環境を大きく変えずに継続した支援ができることが特長です。また、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリといった在宅サービスも活用し、急性期から在宅、看取りに至るまで同じチームが寄り添う体制を整えています。

こうした医療と生活が一体となった環境を守るため、防火・防災体制の強化にも継続して取り組んでいます。当院では、火災時の迅速な初期消火や避難誘導を徹底するため、年 4 回の消防訓練を実施しており、そのうち 2 回は桑名市消防本部の皆さまに立会いただいています。実際の火災を想定した避難訓練や、消火器・消火栓の操作訓練を通じて、全職員が日頃から防火意識を高め、安全な施設運営に努めています。日頃よりご指導・助言をいただいている桑名市消防本部の皆さまには、心より感謝申し上げます。

桑名防火協会の一員として、私たちは「地域の安全を守る施設」であると同時に、「安心して生活できる医療・介護の場」であり続けることを目指しています。今後も、防火・防災の取り組みを一層推進し、ご利用者さま、ご家族、地域の皆さまにとって信頼される事業所をめざして努力してまいります。



住宅用火災警報器を設置して安全・安心な暮らしを!!

毎年、住宅火災による死者は約 900 人で、そのうちの 7 割以上を高齢者が占めています。高齢者は、住宅用火災警報器の設置率も低いため、火災の早期発見が難しく、逃げ遅れにより犠牲者となってしまうことが原因の一つと思われます。

住宅用火災警報器は、消防本部、社会福祉協議会、民生委員の協力のもと、秋季・春季火災予防運動期間中に実施する高齢者宅防火診断を利用して、未設置もしくは、交換が必要な場合に訪問記念品として配布し、消防本部の住宅用火災警報器取付支援に申し込んで取付となります。

住宅用火災警報器の配布は、永続して実施し高齢者の火災による犠牲の根絶を目指します。



取付支援の様子